

小山工業高等専門学校人事委員会規程

制 定 平成16年4月1日
最終改正 令和3年2月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校運営組織規則第14条の規定に基づき、教員の採用及び配置計画等を円滑に進めるため、小山工業高等専門学校人事委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 教員人事の基本方針及び方策に関すること。
- 二 教員人事評価の方針及び基準に関すること。
- 三 採用、昇任等教員人事の制度概要に関すること。
- 四 非常勤講師の資格審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事及び国際主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長，総務課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、総務主事をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。